

基幹型地域包括支援センターのあり方検討について

I 地域包括支援センターの役割・業務

	役割
基幹型地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域型地域包括支援センターの統括業務 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター全体の事業計画の策定 ・地域型地域包括支援センターの統括、助言指導、人材育成 2. 地域ケア会議関係 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催と開催支援 ・市全域の地域課題の抽出、解決への検討や企画 ・市全体の支援ネットワークの構築 3. 総合相談支援業務 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・地域型地域包括支援センターが対応した総合相談支援業務の集計のとりまとめと課題の分析 4. 権利擁護業務 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護を必要とする事例について、地域型地域包括支援センターの後方支援、助言、集計のとりまとめ 5. ケアマネジャー支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーの人材育成のための研修や連携会の開催 ・制度等の相談対応、助言やマニュアル作成、資格更新の証明書発行 6. 介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の推進のための、地域型地域包括支援センターの後方支援、助言 ・地域型地域包括支援センターの実績集計のとりまとめ 7. 認知症地域支援推進員業務 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア推進のために必要な集計等のとりまとめ、市全体の課題抽出、分析、地域資源の支援や検討 ・認知症キャラバン・メイト事務局 ・認知症疾患医療センターとの連携 8. その他

地域型地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援業務 ・ 権利擁護業務 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・ 介護予防事業 ・ 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業 ・ 地域ケア会議をはじめとする住民や多職種とのネットワーク形成 ・ 認知症ケアの推進
---------------	---

II 基幹型地域包括支援センター業務調査について

1 調査の目的

基幹型地域包括支援センターのあり方を検討するにあたり、基幹型地域包括支援センターの業務内容や所要時間等を把握し、新体制を検討するための課題を抽出するため。

- ① 基幹型地域包括支援センターの業務詳細・課題・実施時期等について、基幹型地域包括支援センター職員にヒアリングを実施（詳細は別添資料3参照）
- ② 課題や時間・労力を要する点について、介護保険課にて精査

III 基幹型地域包括支援センター業務割合（詳細は別添資料3参照）

業務番号及び業務名	全体の業務時間に占める割合 (%)
1 地域型地域包括支援センターの統括業務	5.6
2 地域ケア会議関係	6.3
3 総合相談支援業務	3.6
4 権利擁護業務	59.8
5 ケアマネジャー支援	6.2
6 介護予防事業	3.2
7 認知症地域支援推進員業務	5.1
8 その他	10.2
合 計	100.0

IV 業務毎の所要時間、課題等

1 地域型地域包括支援センターの統括業務（5. 6%）

<主な業務>

詳細番号	業務	業務内容
2	地域包括支援センター管理者会議	全地域型地域包括支援センターの管理者との情報共有、方針決定
3	地域型地域包括支援センター業務評価	地域型地域包括支援センターの業務内容等のヒアリングと業務評価
1 1	事業計画・事業報告、実績報告、各種統計に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・全地域型地域包括支援センターから提出される実績報告等の統計資料を確認、取りまとめ。 ・全地域包括支援センターの実態に合わせて事業計画を策定。
1 2	地域包括ケア支援システム「スマイルコンパス」へ認定情報、負担割合等の取込み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア支援システム「スマイルコンパス」のホスト機能を担当 ・要支援認定者の情報を週1回システムに取り込む。
1 3	地域包括ケア支援システム「スマイルコンパス」に関するシステム会社との調整	システム不具合の場合や機能改善の要望等のシステム会社との調整を実施

※「詳細番号」は、別添資料3「基幹型地域包括支援センター業務詳細・課題・実施時期等について」に示す表中の「詳細番号」と一致（以下同様）。

<主な関係機関>

地域型地域包括支援センター、介護保険課

<業務課題と時間・労力を要する点>

- ・全地域型地域包括支援センターに対して、各種情報や業務手順等の共有、共通理解、浸透させることや、業務の標準化に時間を要する。

- ・情報提供の際、市が発信した内容を基幹型地域包括支援センターで整理し、周知を行うため、情報伝達に時間を要する場合がある。
- ・各種統計の集計時に「スマイルコンパス」のシステム不具合が発覚することが多く、状況によって、全地域型地域包括支援センターに入力作業の一時停止を依頼し、システム会社にプログラム修正を依頼する等、時間を要する。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

- ・地域型地域包括支援センターに対する制度改正等の正確な情報を迅速に提供する方法。
- ・「伊丹市地域包括支援センター運営指針」等に基づく地域型地域包括支援センターの運営方針の統一や、業務と職員の質の担保を図る役割を担う方法。
- ・地域型地域包括支援センターの業務の標準化、全体の調整、実績報告等の統計資料の取りまとめ等の統括業務を担う方法。
- ・全地域型地域包括支援センターの業務状況や圏域の住民ニーズを把握し、関係機関に適切に伝達する役割を担う方法。
- ・地域包括ケアシステム「スマイルコンパス」のホスト機能を担い、地域型地域包括支援センターに新機能の提供や入力した情報の集約、不具合の一括修正の調整を担う方法。

2 地域ケア会議関係（6. 3%）

<主な業務>

詳細番号	業務	業務内容
16	個別ケア会議開催支援、とりまとめ・課題整理	個別地域ケア会議の開催支援、課題集約等のとりまとめ
18	多職種連携会議開催支援、とりまとめ・課題整理	多職種連携会議の開催支援、課題集約等のとりまとめ
20	多職種連携会議・民生委員地区懇談会に関する市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとの課題集約会議の開催・とりまとめ・課題整理	地域ケア会議全体の課題抽出、とりまとめ、地域ケア会議の推進に向けた検討

21	自立支援ケア会議への参加	自立支援ケア会議の参加、とりまとめ、マニュアル作成
----	--------------	---------------------------

<主な関係機関>

地域型地域包括支援センター、介護保険課、居宅介護支援事業所、専門職能団体、民生委員児童委員 等

<業務課題と時間・労力を要する点>

- ・自立支援ケア会議の進行や助言等については専門性を有し、多職種の参加が必要。
- ・個別ケア会議、多職種連携会議を開催するにあたり、事前に地域型地域包括支援センターと綿密な打ち合わせを行っており、時間を要する。また打ち合わせの日程調整がうまく進まず、必要時に実施できないこともある。
- ・地域ケア会議の開催支援やとりまとめにおいては、生活支援コーディネーターや民生委員児童委員等の市民、多職種と連携することが必要となり、一定の地域支援の経験やスキルが必要とされる。
- ・地域ケア会議の仕組みにおいて、それぞれの会議においては地域課題の抽出が行えているが、各会議間で課題を共有し、検討するなどの新たな地域資源を構築するための機能が発揮できていない。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

- ・地域ケア会議の各会議で抽出した課題を集約し、地域ケア会議の仕組み全体で共有し、新たな地域資源構築につなげるための協議を進める場の設置と、とりまとめを担う方法。
- ・地域ケア会議全体で抽出した課題について、生活支援コーディネーターや民生委員児童委員等の市民と連携して改善策等を検討する際に、連携や情報共有をスムーズに行える方法。
- ・地域ケア会議全体について、開催目的や方針・開催方法について標準化する方法。
- ・個別ケア会議を必要時に、的確に開催できる方法。

3 総合相談支援業務（3. 6%）

<主な業務>

詳細番号	業務	業務内容
2 2	総合相談受付、入力処理	市民や医療機関、居宅介護支援事業所等から相談を受け、地域型地域包括支援センターにつなぐ。 相談対応後は相談記録をシステムに入力する。
2 3	総合相談件数例月報告・集計（介護保険課への提出）とりまとめ	全地域包括支援センターの相談対応件数をシステムから出力し確認し、地域型地域包括支援センターへ修正依頼を行う。

<主な関係機関>

地域型地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関 等

<業務課題と時間・労力を要する点>

相談記録の統計処理について、地域型地域包括支援センターの入力間違い等の際に何度も地域型地域包括支援センターとやり取りが必要になり、統一が難しい。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

全地域型地域包括支援センターが入力した相談記録が、市全域の総合相談の実績集計となるため、統一した方法でシステム入力する必要があり、調整・とりまとめを行う方法。

4 権利擁護業務（59.8%）

<主な業務>

詳細 番号	業務	業務内容
24	ケース台帳（虐待・支援困難 ケ事例）管理	過去からの、全地域包括支援センターが支援し ている事例一覧リストの作成・管理。
26	地域型地域包括支援センタ ー後方支援、事例（支援困難 事例、虐待等）の情報共有	事例相談を受け、基幹型地域包括支援センタ ー内で共有し、基幹型地域包括支援センターとし ての事例担当者を決定する。
27	虐待事例コアメンバー会議 の開催	現状や今後の対応について相談。地域・高年福 祉課と日程調整し、基幹型地域包括支援センタ ー、地域型地域包括支援センター、地域・高年 福祉課でコアメンバー会議を開催し、方針の決 定を行う。
28	地域型地域包括支援センタ ーの後方支援事例（支援困 難、虐待、権利擁護等）への 対応	随時、地域型地域包括支援センターからの支援 困難・虐待事例の相談。家庭訪問の同行、カン ファレンスの同席、関係機関の情報収集・調整
30	権利擁護業務報告・レビュー 会議（月1回）	レビュー会議（毎月定例の方針決定会議）の開 催
31	伊丹市高齢者虐待防止ネッ トワーク会議の調整・開催	虐待防止ネットワーク会議の開催

<主な関係機関>

地域・高年福祉課、地域型地域包括支援センター、福祉権利擁護センター、生活支援課、自立相談課等

<業務課題と時間・労力を要する点>

- ・全業務時間の約6割を権利擁護業務が占めている。
- ・特に「28 地域型地域包括支援センターの後方支援事例（支援困難、虐待、権利擁護等）への対応」業務が全業務時間の約5割を占めている。
- ・全地域型地域包括支援センターが支援する権利擁護を要する事例を、基幹型地域包括支援センターと連携する業務体系となっているため、多くの時間と人手を要する。
- ・スーパーバイズ機能を果たすためのスキルやノウハウを要し、高い専門性を必要とする。
- ・支援対象者が毎年積み重なり、増加している。加えて、複雑困難な事例が増加している。
- ・地域包括支援センターは、日々の支援は行えるが、「措置」として被虐待者と虐待者の分離を行う権限は市にある。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

- ・権利擁護を要する事例について、全地域型地域包括支援センターからの初期相談受理、支援方針の検討と継続支援、支援終了決定について担える方法。
- ・権利擁護を要する事例について、家族支援や近隣住民との協力、法律について等多岐にわたる支援内容についてスーパーバイズ機能を担える方法。
- ・地域型地域包括支援センター職員やケアマネジャーに対して、権利擁護を要する事例への対応力向上のための研修や指導の実施方法。

5 ケアマネジャー支援（6.2%）

<主な業務>

詳細番号	業務	主な業務内容
35	ケアマネジャー支援会議	地域型地域包括支援センター主任ケアマネジャーが集まり、市全域のケアマネジャー支援事業について協議

3 6	居宅介護支援事業所への巡回訪問の実施	居宅介護支援事業所の状況確認やケアマネジメントにおける課題の抽出
3 7	伊丹市介護支援専門員連携会の実施	市内の居宅介護支援事業所から出てきた要望や課題等を鑑みて実施内容を決定、講師手配、準備、実施。
4 4	伊丹市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務マニュアルの見直し・管理	制度改正等に合わせたマニュアルや書式等の作成
4 5	総合事業に関する地域型地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所への相談対応	制度やケアプランの内容、居宅介護支援事業所への支援について等、地域型地域包括支援センターや居宅介護支援事業所からの相談対応
4 6	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約手続き対応・管理	居宅介護支援事業所との契約において、全地域型地域包括支援センターの代理受領委任を受けて契約締結する
4 9	主任介護支援専門員更新研修受講履歴証明書発行	主任ケアマネジャーの資格更新の際の証明書の発行

<主な関係機関>

地域型地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険課、法人監査課

<業務課題と時間・労力を要する点>

- ・介護保険制度やケアマネジメントに関する高度な知識を必要とする。
- ・情報提供の際、場合によっては、基幹型地域包括支援センターを経由することで、情報伝達に手間が増えることがある。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

- ・法改正等の際、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所への対応を統一するためのマニュアル作成や相談受理、国保連合会への請求事務に係る正確な情報を迅速に

周知できる方法。

- ・介護予防支援等の一部委託契約について、基幹型地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が契約締結することにより、全地域型地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に一部委託できる体制をとっており、引き続き同様に一括契約が結べる方法。

6 介護予防事業（3. 2%）

<主な業務>

詳細番号	業務	業務内容
50	介護予防事業連絡会	地域型地域包括支援センター保健師・看護師との介護予防事業の協議
52	介護予防事業の推進のための相談対応	地域型地域包括支援センター保健師・看護師への介護予防事業の説明・指導、相談対応
56	健康教育等活動実績の集計、とりまとめ	介護予防に関する統計のとりまとめ
58	地域型地域包括支援センター保健師へのスキルアップ研修の企画、開催	研修のテーマ設定、講師選定、準備、開催

<主な関係機関>

地域型地域包括支援センター、介護保険課

<業務課題と時間・労力を要する点>

- ・介護予防事業は自由度が大きいため、地域型地域包括支援センターの担当職員の経験や考え方に開きが生じた場合には企画のとりまとめが困難な場合がある。
- ・コロナ禍によって、これまで介護予防の最も効果的な手法であった、集まって人と会話したり体を動かすという手法が取れなくなり、事業の継続と新たな取り組みの検討が必要になり苦慮している。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

- ・介護予防事業について、相談や指導、研修を担う方法。
- ・市全体の地域住民のつどいの場について把握し、とりまとめを担う方法

7 認知症地域支援推進員業務（5. 1%）

<主な業務>

詳細番号	業務	業務内容
6 1	認知症ケア多職種研究会の開催	市内の認知症ケアに関する課題に対して、取り組み等を検討する会議
6 3	「認知症カフェ」等、地域活動への定期巡回訪問、ヒアリング	認知症カフェの活動状況の把握や運営支援
6 5	認知症多職種協働研修会の開催	多職種が協働できることを目指して、専門職や市民向けの研修、講座の開催
6 8	市民を対象とした個人参加型認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の企画・開催
7 1	「キャラバン・メイト事務局」の運営	認知症キャラバン・メイト事務局
7 2	認知症相談センター相談件数集計・分析による課題把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域型地域包括支援センターから計上された月例の実績数を確認し、報告書を作成し、介護保険課へ提出する。 ・相談実績の分析から認知症の課題の把握

<主な関係機関>

介護保険課、専門職能団体、認知症カフェ、グループホーム 等

<業務課題と時間・労力を要する点>

基幹型地域包括支援センター職員として、権利擁護業務や社会福祉協議会委託業

務等を担っており、その業務に時間を要している。

<基幹型地域包括支援センターを廃止した場合の検討事項>

認知症ケアをより推進できるよう認知症地域支援推進員の設置場所について検討が必要。

8 その他（10.2%）

<主な業務>

詳細番号	業務	業務内容
79	グループホーム連携会への参画	グループホームや地域密着型サービス事業所運営推進会議に参加し、地域交流等についての検討を実施
80	地域密着型サービス事業所運営推進会議への参加（4ヶ所）	
83	高齢者実態調査（予算運用、出納事務含む）	高齢者実態調査の実施までの準備および調整、結果の集計・報告
84	課題調整会議	社会福祉協議会内の主査級以上の職員が集まり、各部署の業務内容の把握・事例検討を行う
86	伊丹市高齢者地域見守り協定	見守り協定登録事業所の状況確認、連絡会の開催や事業所からの安否確認の通報時の対応
87	社会福祉大会	社会福祉大会の企画・開催・参加
89	伊丹市救急情報安心キット・介護マーク申請管理	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の対応 ・必要な申請書類の説明、提出受理、必要物品の説明と提供

<主な関係機関>

地域・高年福祉課、法人監査課、地域型地域包括支援センター、民生委員児童委員連合会等

＜業務課題と時間・労力を要する点＞

社会福祉協議会内の関連業務に基幹型地域包括支援センターが多く携わっている。

V 基幹型地域包括支援センターの新体制を検討するための課題（抜粋）

【1 地域型地域包括支援センターの統括業務】

- ・全地域型地域包括支援センターの業務の把握・管理、職員の人材育成
- ・「地域包括ケアシステム スマイルコンパス」の機能維持

【2 地域ケア会議関係】

- ・各会議で抽出した課題を集約し、地域ケア会議全体で共有し、体制構築に向けた協議を進める場や仕組みづくり。
- ・地域ケア会議全体について、開催目的や方針・開催方法について標準化と質の担保

【4 権利擁護業務関連】

- ・権利擁護を要する事例について、地域型地域包括支援センターを支援する体制
- ・地域型地域包括支援センター職員やケアマネジャーに対して、権利擁護を要する事例への対応力を向上させる研修の開催等

【5 ケアマネジャー支援関連】

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジメントの方法の統一や人材育成、請求事務に係る正確な情報等を迅速に周知できる方法
- ・介護予防支援等の一部委託契約について、現在と同様に一括契約が結べる方法